

保健環境部より

(1) 保健調査票・健康診断票

学校生活における生徒個人の健康管理のために3年間使用するものです。

しおりP19、P20に必要事項を記入し、入学式当日に担任に提出してください。

保健調査票の緊急時連絡先には、日中必ず連絡がとれる連絡先を記入してください。

(2) 日本スポーツ振興センター災害共済給付

学校管理下（授業中、部活動中、登下校中、学校行事中等）における生徒の負傷・疾病等については、日本スポーツ振興センターより医療費が支払われます。怪我をして病院を受診した場合は、速やかに学級担任、部活動顧問、保健室に連絡をしてください。

子ども医療費助成制度等により医療費の自己負担がない場合でも、医療費の1/10（1割相当額）が給付されます。詳しい申請の手続きについては、その都度説明します。

(3) 感染症にかかった時の対応

医師より学校感染症のために自宅で休むよう指示された場合、後日担任から渡される本校所定の出席停止報告書に必要事項を保護者が記入のうえ、担任に提出してください。学校感染症予防のため出席停止の扱いとなります。

(4) 健康診断（4月から6月までに実施）

身体測定、内科・眼科・耳鼻科・歯科健診、結核検診、循環器検診、尿検査等

※色覚検査（石原式学校検査表）を希望する場合、個別に対応しますので、保健室までお知らせください。

(5) いつでも相談してください

「文字の読み書きが極端に苦手」「急な予定変更があると不安になる」「人が苛立つことを平気で言ってしまう」「新しい環境に適応するのに時間がかかる」等、お子様のことで、困っていることや心配なことがあれば、いつでも学校へ御連絡ください。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが定期的に来校していますので、相談したいことがあれば、担任、保健環境部員または保健室まで御連絡ください。